

宮城民主医療機関労働組合宮城厚生福祉会支部の佐々木隆行と申します。
本日は意見陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日、皆さんに訴えたい私の意見は3つです。

- ①介護・福祉労働者の賃金と労働の実態
- ②働く人たちに必要な賃金について
- ③最低賃金の引上げが急務である理由について

まず、一つ目の介護・福祉労働者の賃金実態と労働現場での実態についてです。

現在、介護・福祉職員の低賃金と人材不足が社会問題となっています。

介護・福祉労働者は低賃金だと言われていますが、実態としてどの程度なのか、厚生労働省の平成27年賃金構造基本統計調査によると福祉施設介護員の平均年収は316万円です。全産業別平均年収が430万円ですから、100万円以上の開きがあります。これが、介護労働者が全産業別平均より月額8万円低いとされている根拠となります。私たちの組合員の具体的事例としては、勤続3年の男性介護職は月の手取り額が14万円台。勤続10年たっても手取り額は16万円台という現状です。この低賃金により、介護労働を目指す若者が減少しているのです。この影響で県内の介護福祉士養成校も定員割れを起こしており、全国の平成27年介護福祉士養成校への進学者は全国で8800人程度で、入学定員数の半数だったという調査結果が出ています。

また、介護労働者が低賃金なのに加え、過酷な労働環境が問題となっています。その要因を、私はこのように考えています。

【低賃金により少しでも条件のいいところへ人材流出→人材の未定着化による介護の質の低下や労働環境の悪化→新規人材確保が困難→在籍職員の過重労働→更なる人材流出】という負のスパイラルが起こっているのです。その結果、介護労働の実態は低賃金から連鎖する過重労働にも表れています。高齢者の生命と生活を支える専門職である介護労働者は、本来の自らの目指すもの、やりがいとは異なる理由で職場を離れている実態をまずは皆さんに知っていただきたいのです。

二つ目に働く人たちに必要な賃金についてです。

このような介護労働者の賃金と労働の中、このたび全労連東北地方協議会、並びに宮城県労連は、憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を、宮城県で送るには、どれほどの生計費が必要かを試算する「最低生計費試算調査」を行いました。算

出方法は、生活に必要な、生活用品、水光熱費、家賃、車などすべてを算定に組み入れる、マーケットバスケット方式で行いました。結果は、単身 30 歳以下で一時間あたり 1,272 円、月額で 223,872 円が生活するのに必要であるとの結果が出されました。この水準は、全国各地の結果と変わりありません。これと比較すると、いまの最賃があまりにも低く、生活するに足る最賃ではないことが明らかになりました。

そして、ここでも私たち介護労働者の賃金実態とは 6 万円から 8 万円の開きがあることがわかります。

三つ目に最低賃金の引上げが急務である理由についてです。

「2025 年問題」という言葉を聞いたことがあるかと思います。2025 年には国民の三人に一人が 65 歳以上、五人に一人が 75 歳以上という超高齢化社会となります。これに伴い、介護労働者の需要と供給見込、職員不足は、宮城県内で 1.4 万人を超える数が不足するという推計が厚生労働省調査により出ています。

現在でさえ、関東圏への介護労働者流出が著しいなか、介護・福祉労働者の将来の展望のためにも、これまで日本を支えていた高齢者を支えるためにも、最低賃金の大幅引上げにより人材流出を抑えることは急務であると考えます。

また、平成 27 年度地位地別最低賃金を見ますと、宮城県最低賃金は 726 円です。

東北地方では最高額であります。茨城県 747 円、栃木県 751 円など関東圏に行けば追い越され、埼玉県 820 円、千葉県 817 円など東京に隣接する首都圏に至っては 100 円近い差があります。

全国加重平均額も 798 円と、宮城県とは 72 円の開きがあり、介護労働者だけでなく、労働人口の流出に歯止めが利かなくなってしまう恐れがあるのではないのでしょうか。この点からも最低賃金の大幅引上げは急務であると考えます。

宮城県が最低賃金の大幅引上げを行うことで、東北地方の労働人口の定着が図られ、宮城県ひいては東北地方全体に経済効果を波及させていくことを期待して、私からの意見陳述とさせていただきます。